

意商WEBセミナー

9月開催のお知らせ

2021

商標は、原則として一度登録すれば更新することで半永久的にその権利を保持し続けることができますが、3年以上使用していない登録商標は不使用取消審判を請求することにより誰でも取り消すことができます。これは、商標は使用をし続けることで信用が蓄積し価値が高まると考えられていることから、使用しない商標の登録を維持する必要はないであろうという趣旨からです。

しかしロゴデザインの変更や書体の変更等により使用商標が変更されるということはビジネスではよくあることです。ではどの程度の変更であれば登録商標の使用と認められるのでしょうか？

今回のセミナーでは、不使用取消審判の制度について簡単にご説明し、過去の審決例・判決例などをご紹介しながら検討してみたいと思います。

セミナーの最後には質疑応答の時間を設ける予定です。

是非お気軽にご参加ください。



【募集対象】企業知財のご担当者様（初級～中級クラスの皆様）

【年間スケジュール予定】

【第2回テーマ】

商標

第1回：令和3年 7月28日（水）

【意匠】新たな保護対象の登録事例紹介【終了】

第2回：令和3年 9月29日（水）

【商標】ホントは怖い不使用取消審判

第3回：令和3年11月24日（水）

【意匠】未定

第4回：令和4年 1月26日（水）

【商標】未定

※ 日程は、変更になる可能性があります。

ホントは怖い不使用取消審判
～それ、登録商標の使用ですか？



お申し込みはこちら→

開催日

令和3年9月29日（水） 17時00分～18時00分

開催方式

※オンライン形式のセミナーとなります。

※本セミナーではWEB会議ツール「ZOOM」を活用して行います。

事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

募集人数

80名（定員になり次第締め切らせていただきます）

発表担当

特許業務法人深見特許事務所 商標法律部 瀬川 左英 弁理士

受講料

無 料（原則として各都道府県発明協会会員限定）

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>)

電話 06-4792-7621 FAX 06-4792-8781

申込日 年 月 日

開催日	テーマ	定員
9月29日(水) 17時00分～18時00分	【商標】ホントは怖い不使用取消審判 ～それ、登録商標の使用ですか？	80名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	E-mail

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

◆ZOOM参加に必要なもの◆

次のいずれかの機器

- ・スマートフォン (iPhone・Android問わず)
- ・タブレット (iPad・Android問わず)
- ・パソコン (Windows・Mac問わず)



*いずれもネットに繋がる環境は必要です。また通信代が無制限でないプランの方はWi-Fi環境で接続してください。

*あらかじめZoomの会員登録 (アカウント作成) などは不要です。

*スマートフォンの場合、バッテリーの消耗が気になることがありますので、電源ケーブルに接続した状態をおすすめします。

*スマートフォンのYahoo!アプリでは接続できませんのでご注意ください。
(Google Chrome, Safariで接続してください)

◆ZOOM会議入室方法◆

開催1週間前前後を目処に大阪発明協会より参加申込者に招待メールをお送りいたします。
お送りしましたメールに記載しているリンク先をクリックしてご入室下さい。